

平成19年(2007年)10月16日
建設委員会資料
都市整備部土木・交通担当

特別区道路線の認定について

道路法に基づき、以下のとおり特別区道路線の認定（以下「路線認定」という）を行う。

1. 路線認定の理由

本路線は中杉通り（都道）から妙正寺川沿いを経由して中杉通り（都道）に至る道路であり、区の区道認定基準に適合しているので特別区道路線として認定する。

2. 路線認定の対象路線

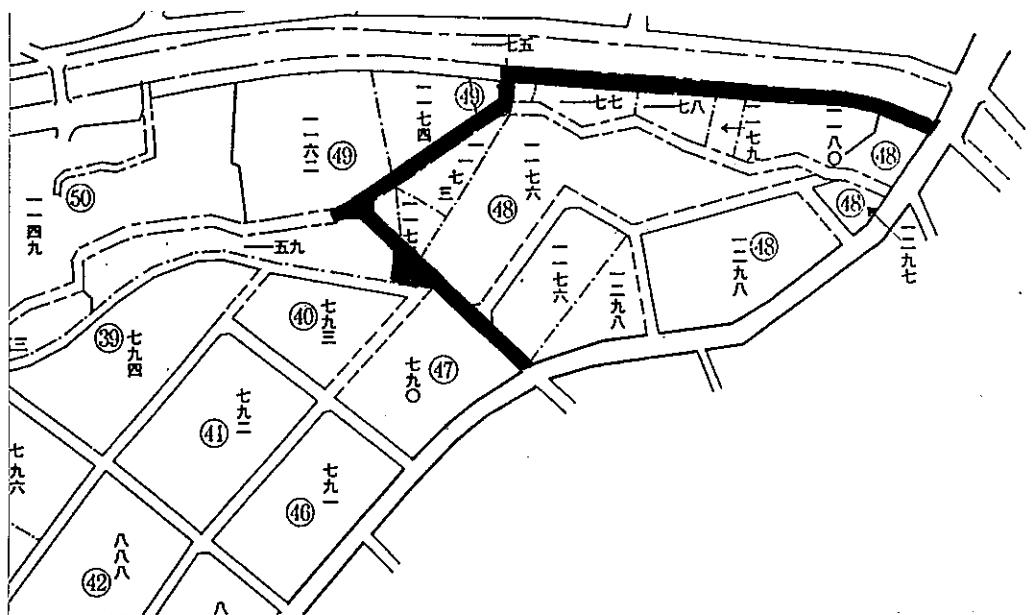
（1）第55号議案

路線番号	44 - 880
位置	起点 中野区白鷺二丁目1298番 終点 中野区白鷺二丁目1180番
延長	248.00m
幅員	4.00m ~ 5.00m

3. 路線認定後の管理

道路法に基づき区が管理を行う。

中野区白鷺二丁目地内略図



凡 例

都道
特別区道
区有通路
私道
認定外道
公共溝渠
認定する路線